

平成21年10月23日

## 公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果

「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を取りまとめましたのでお知らせします。

- ・ 概要
- ・ 本体

(連絡先) 総務省自治行政局行政課  
渡邊補佐、細美係長  
電話 : 03-5253-5519 (直通)  
FAX : 03-5253-5592

## 『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』の概要

地方自治法第244条に規定される公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されているところです。本調査は、平成21年4月1日現在における各地方公共団体における指定管理者制度の導入状況等を調査したものです。

### 1 調査時点

平成21年4月1日現在

### 2 調査対象団体

都道府県・政令指定都市・市区町村

### 3 調査結果のポイント

#### 1. 指定管理者制度が導入されている施設の数 は 70,022 施設

都道府県	6,882施設
指定都市	6,327施設
市区町村	56,813施設
合計	70,022施設

・前回調査（平成18年9月2日現在；61,565施設）から8,457施設の増

#### 2. 全国の20,489施設で民間企業等が指定管理者に（約3割）

都道府県	1,571施設（22.8%）
指定都市	1,564施設（24.7%）
市区町村	17,354施設（30.5%）
合計	20,489施設（29.3%）

・「民間企業等」の内訳は、株式会社14.8%、特定非営利活動法人3.3%、その他(※)11.1%

※「その他」の内訳は、学校法人、医療法人、共同企業体等

・前回調査（平成18年9月2日現在；11,252施設、18.3%）から9,237施設、11.0ポイントの増

#### 3. 都道府県、指定都市の施設の約6割が、市区町村の約4割が公募により指定管理者を選定

都道府県	57.9%
指定都市	55.8%
市区町村	36.0%
合計	40.0%

・前回調査（平成18年9月2日現在；29.1%）から10.9ポイントの増

**4. 指定管理者導入施設の約5割が、施設ごとの具体的な選定の基準・手続の事前公表、選定理由の公表を実施**

	選定基準事前公表	選定手続事前公表	選定理由公表
都道府県	67.0%	67.7%	91.4%
指定都市	75.8%	74.2%	75.5%
市区町村	44.3%	47.0%	47.3%
合計	49.4%	51.5%	54.2%

・前回調査（平成18年9月2日現在）

※ 選定基準・選定手続の事前公表について、前回調査では、施設ごとの具体的な選定の基準・手続ではなく、条例、規則及び要綱等に定めた一般的な基準の事前公表状況を調査。

選定基準事前公表52.8%、選定手続事前公表46.4%、選定理由公表45.5%

**5. 指定管理者導入施設の約6割が、指定管理者の評価を実施**

都道府県	97.5%
指定都市	84.1%
市区町村	54.5%
合計	61.4%

・新規調査

**6. 指定管理者導入施設の約8割が、施設の種別に応じた必要な体制の整備・損害賠償責任の履行の確保に関する事項を協定等に記載**

	体制の整備	損害賠償責任の履行の確保
都道府県	95.4%	57.7%
指定都市	90.2%	80.4%
市区町村	72.3%	85.3%
合計	76.2%	82.2%

・新規調査

**7. 指定管理者の指定の取消し等は、2,100件**

	指定の取消し	業務の停止	期間満了取り止め
都道府県	10件	0件	309件
指定都市	40件	0件	378件
市区町村	622件	8件	733件
合計	672件	8件	1,420件

・指定の取消しは、前回調査（平成18年9月2日現在；34施設）から638件の増

・業務の停止、期間満了取り止めは、新規調査

# 公の施設の指定管理者制度の 導入状況等に関する調査結果

平成 2 1 年 1 0 月  
総務省自治行政局行政課

## はじめに

地方自治法第244条に規定される公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されているところですが、平成21年4月1日現在の指定管理者制度の導入状況等を調査し、今般その調査結果を取りまとめたところです。

各地方公共団体におかれては、指定管理者制度が導入されて以来、その積極的な活用が図られているところですが、今回の調査結果が、今後、指定管理者制度の導入を検討していく地方公共団体において参考となれば幸いです。

最後に、本調査の実施に当たっては、各都道府県、各指定都市及び各市区町村に調査の依頼をしたところであり、関係各位のひとかたならぬ御協力をいただき、感謝を申し上げます。

平成21年10月

総務省自治行政局行政課

## 目 次

表 1	都道府県別の指定管理者制度導入施設数	…	1
表 2	指定管理者制度導入施設の状況	…	3
表 3	指定管理者の選定手続別状況	…	5
表 4	指定管理者制度導入施設の従前の管理状況	…	7
表 5	指定管理者制度導入施設の指定の回数	…	7
表 6	従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数	…	7
表 7	施設ごとの具体的な選定基準の事前公表状況	…	7
表 8	施設ごとの具体的な選定手続の事前公表状況	…	8
表 9	指定管理者の選定理由の公表状況	…	8
表 1 0	指定管理者の評価の実施状況	…	8
表 1 1	施設の種別に応じた必要な体制の整備に関する事項の協定等への記載状況	…	8
表 1 2	損害賠償責任の履行の確保に関する事項の協定等への記載状況	…	8
表 1 3	指定管理者制度導入施設の指定期間別状況	…	9
表 1 4	指定管理者における利用料金制の採用状況	…	9
表 1 5	指定管理者における管理の範囲の状況	…	9
表 1 6	指定管理者の指定を取り消した事例とその理由	…	1 0
表 1 7	期間を定めて管理の業務の停止を行った事例とその理由	…	1 0
表 1 8	指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた事例とその理由	…	1 0
表 1 9	取消し後・業務停止後・指定期間満了後の管理	…	1 1
表 2 0	不服申立ての事例	…	1 1

(注)

○本調査は、平成21年4月1日現在での指定管理者の導入状況について調査を行ったものである。

○今回の調査では、地方自治法第244条に基づき、地方公共団体が条例により設置及び管理している公の施設(学校・河川・道路を除く)を調査対象としている。

○公営住宅の施設数については、1団地1施設として計上している。

○指定管理者となった団体の種別の例は、以下のとおり。(表2に対応)

- 1 株式会社 (注:特例有限会社含む)
- 2 特例民法法人(従来の公益法人)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人
- 3 公共団体 (例:地方公共団体、土地改良区等)
- 4 公共的団体 (例:農業共同組合、社会福祉法人、森林組合、赤十字社等)  
地縁による団体 (例:自治会、町内会等)  
※ 地方自治法第260条の2第7項に規定する「認可地縁団体」であるか否かは問わない
- 5 特定非営利活動法人(NPO法人)
- 6 1~5以外の団体 (例:学校法人、医療法人、共同企業体等)

○公の施設の内容の例は、以下のとおり。(表2、表3に対応)

- 1 レクリエーション・スポーツ施設  
競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
- 2 産業振興施設  
情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
- 3 基盤施設  
駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場等
- 4 文教施設  
県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
- 5 社会福祉施設  
病院、老人福祉センター等

○今回の調査における集計・整理の都合上、各都道府県等が個別に公表している数値等と一致しない場合がある。

表1 都道府県別の指定管理者制度導入施設数

(単位:施設)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
北海道	240	406	5,071	5,717
青森県	60		1,778	1,838
岩手県	99		1,437	1,536
宮城県	92	322	1,110	1,524
秋田県	95		1,036	1,131
山形県	136		832	968
福島県	128		1,340	1,468
茨城県	226		919	1,145
栃木県	51		770	821
群馬県	50		833	883
埼玉県	66	236	1,345	1,647
千葉県	60	121	1,872	2,053
東京都	1,813		3,541	5,354
神奈川県	330	1,105	992	2,427
新潟県	36	369	1,409	1,814
富山県	80		693	773
石川県	125		1,378	1,503
福井県	38		719	757
山梨県	74		509	583
長野県	29		2,096	2,125
岐阜県	45		1,603	1,648
静岡県	42	409	936	1,387
愛知県	391	416	2,089	2,896
三重県	96		880	976
滋賀県	57		854	911
京都府	42	341	629	1,012
大阪府	82	418	857	1,357
兵庫県	594	643	2,114	3,351
奈良県	16		801	817
和歌山県	47		417	464
鳥取県	34		619	653
島根県	27		1,132	1,159
岡山県	86	234	1,383	1,703
広島県	152	584	1,892	2,628
山口県	176		906	1,082
徳島県	40		660	700
香川県	70		421	491
愛媛県	30		593	623
高知県	34		702	736
福岡県	260	723	953	1,936
佐賀県	111		346	457
長崎県	129		825	954
熊本県	84		893	977
大分県	131		988	1,119
宮崎県	66		702	768
鹿児島県	55		1,787	1,842
沖縄県	157		1,151	1,308
合計	6,882	6,327	56,813	70,022



(単位:施設、%)

区分	都道府県別の指定管理者制度導入施設数(①)			公営住宅を除いた場合(②)		
	公の施設数(A)	導入数(B)	導入率(C) (B/A%)	公の施設数(A')	導入数(B')	導入率(C') (B'/A'%)
北海道	340	240	70.6%	94	45	47.9%
青森県	85	60	70.6%	45	22	48.9%
岩手県	156	99	63.5%	104	47	45.2%
宮城県	210	92	43.8%	108	78	72.2%
秋田県	139	95	68.3%	112	78	69.6%
山形県	177	136	76.8%	99	58	58.6%
福島県	242	128	52.9%	146	43	29.5%
茨城県	264	226	85.6%	99	61	61.6%
栃木県	149	51	34.2%	78	42	53.8%
群馬県	210	50	23.8%	104	50	48.1%
埼玉県	414	66	15.9%	120	66	55.0%
千葉県	242	60	24.8%	114	60	52.6%
東京都	1,923	1,813	94.3%	318	209	65.7%
神奈川県	367	330	89.9%	109	72	66.1%
新潟県	233	36	15.5%	140	36	25.7%
富山県	146	80	54.8%	121	55	45.5%
石川県	152	125	82.2%	96	69	71.9%
福井県	85	38	44.7%	67	38	56.7%
山梨県	182	74	40.7%	65	52	80.0%
長野県	237	29	12.2%	76	29	38.2%
岐阜県	85	45	52.9%	72	45	62.5%
静岡県	221	42	19.0%	99	42	42.4%
愛知県	401	391	97.5%	103	93	90.3%
三重県	141	96	68.1%	76	31	40.8%
滋賀県	124	57	46.0%	79	57	72.2%
京都府	199	42	21.1%	55	31	56.4%
大阪府	459	82	17.9%	79	61	77.2%
兵庫県	677	594	87.7%	166	83	50.0%
奈良県	97	16	16.5%	52	14	26.9%
和歌山県	157	47	29.9%	86	47	54.7%
鳥取県	175	34	19.4%	58	34	58.6%
島根県	201	27	13.4%	107	27	25.2%
岡山県	114	86	75.4%	78	50	64.1%
広島県	230	152	66.1%	115	37	32.2%
山口県	219	176	80.4%	98	55	56.1%
徳島県	117	40	34.2%	69	37	53.6%
香川県	102	70	68.6%	71	39	54.9%
愛媛県	130	30	23.1%	80	30	37.5%
高知県	163	34	20.9%	100	34	34.0%
福岡県	324	260	80.2%	101	37	36.6%
佐賀県	146	111	76.0%	76	41	53.9%
長崎県	285	129	45.3%	201	45	22.4%
熊本県	98	84	85.7%	56	42	75.0%
大分県	160	131	81.9%	55	26	47.3%
宮崎県	242	66	27.3%	126	30	23.8%
鹿児島県	246	55	22.4%	98	34	34.7%
沖縄県	258	157	60.9%	129	28	21.7%
合計	11,724	6,882	58.7%	4,700	2,340	49.8%

注)②は、公営住宅法に基づく公営住宅の施設数を、公の施設数(A)、導入数(B)から除いたもの。  
本表は、都道府県分についてのみの数値である(指定都市及び市区町村については対象外。)

## 表2 指定管理者制度導入施設の状況

### 1 都道府県

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社(A) (A/H%)	2 特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人(B) (B/H%)	3 公共団体(C) (C/H%)	4 公共的団体(D)		5 特定非営利活動法人(F) (F/H%)	6 1~5以外の団体(G) (G/H%)	合計	
				(D/H%)	うち地縁による団体(E)			導入数(H) <H/I%>	公の施設数(I)
1 レクリエーション・スポーツ施設	98 ( 19.4%)	181 ( 35.9%)	92 ( 18.3%)	43 ( 8.5%)	6 ( 1.2%)	13 ( 2.6%)	77 ( 15.3%)	504 < 89.8% >	561
2 産業振興施設	34 ( 19.8%)	98 ( 57.0%)	7 ( 4.1%)	10 ( 5.8%)	1 ( 0.6%)	7 ( 4.1%)	16 ( 9.3%)	172 < 40.8% >	422
3 基盤施設	575 ( 10.8%)	2,291 ( 43.1%)	169 ( 3.2%)	1,722 ( 32.4%)	0 ( 0.0%)	99 ( 1.9%)	465 ( 8.7%)	5,321 < 59.6% >	8,926
4 文教施設	52 ( 10.6%)	287 ( 58.3%)	34 ( 6.9%)	18 ( 3.7%)	8 ( 1.6%)	26 ( 5.3%)	75 ( 15.2%)	492 < 50.9% >	966
5 社会福祉施設	12 ( 3.1%)	58 ( 14.8%)	8 ( 2.0%)	293 ( 74.6%)	0 ( 0.0%)	9 ( 2.3%)	13 ( 3.3%)	393 < 46.3% >	849
合計	771 ( 11.2%)	2,915 ( 42.4%)	310 ( 4.5%)	2,086 ( 30.3%)	15 ( 0.2%)	154 ( 2.2%)	646 ( 9.4%)	6,882 < 58.7% >	11,724

ω

### 2 指定都市

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人	3 公共団体	4 公共的団体		5 特定非営利活動法人	6 1~5以外の団体	合計
				(D/H%)	うち地縁による団体			
1 レクリエーション・スポーツ施設	163 ( 18.4%)	449 ( 50.7%)	2 ( 0.2%)	68 ( 7.7%)	49 ( 5.5%)	27 ( 3.0%)	177 ( 20.0%)	886 ( 100.0%)
2 産業振興施設	21 ( 16.4%)	61 ( 47.7%)	0 ( 0.0%)	23 ( 18.0%)	16 ( 12.5%)	2 ( 1.6%)	21 ( 16.4%)	128 ( 100.0%)
3 基盤施設	705 ( 28.9%)	1,235 ( 50.6%)	0 ( 0.0%)	422 ( 17.3%)	234 ( 9.6%)	8 ( 0.3%)	69 ( 2.8%)	2,439 ( 100.0%)
4 文教施設	76 ( 8.7%)	480 ( 55.0%)	0 ( 0.0%)	142 ( 16.3%)	98 ( 11.2%)	48 ( 5.5%)	127 ( 14.5%)	873 ( 100.0%)
5 社会福祉施設	24 ( 1.2%)	430 ( 21.5%)	0 ( 0.0%)	1,451 ( 72.5%)	297 ( 14.8%)	31 ( 1.5%)	65 ( 3.2%)	2,001 ( 100.0%)
合計	989 ( 15.6%)	2,655 ( 42.0%)	2 ( 0.0%)	2,106 ( 33.3%)	694 ( 11.0%)	116 ( 1.8%)	459 ( 7.3%)	6,327 ( 100.0%)

## 3 市区町村

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、一般社団・ 財団法人、公益社団・財団法 人	3 公共団体	4 公共的団体	うち地縁による団体	5 特定非営利活動法人	6 1～5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	3,664 ( 29.7%)	4,326 ( 35.0%)	16 ( 0.1%)	1,925 ( 15.6%)	1,114 ( 9.0%)	854 ( 6.9%)	1,567 ( 12.7%)	12,352 ( 100.0%)
2 産業振興施設	1,559 ( 22.8%)	878 ( 12.8%)	22 ( 0.3%)	3,164 ( 46.3%)	1,559 ( 22.8%)	176 ( 2.6%)	1,039 ( 15.2%)	6,838 ( 100.0%)
3 基盤施設	2,160 ( 15.1%)	5,822 ( 40.6%)	8 ( 0.1%)	3,530 ( 24.6%)	2,627 ( 18.3%)	103 ( 0.7%)	2,718 ( 19.0%)	14,341 ( 100.0%)
4 文教施設	875 ( 7.1%)	1,610 ( 13.0%)	6 ( 0.0%)	8,623 ( 69.8%)	7,831 ( 63.4%)	458 ( 3.7%)	780 ( 6.3%)	12,352 ( 100.0%)
5 社会福祉施設	357 ( 3.3%)	1,069 ( 9.8%)	70 ( 0.6%)	8,390 ( 76.8%)	2,011 ( 18.4%)	450 ( 4.1%)	594 ( 5.4%)	10,930 ( 100.0%)
合計	8,615 ( 15.2%)	13,705 ( 24.1%)	122 ( 0.2%)	25,632 ( 45.1%)	15,142 ( 26.7%)	2,041 ( 3.6%)	6,698 ( 11.8%)	56,813 ( 100.0%)

4

## 4 全体

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、一般社団・ 財団法人、公益社団・財団法 人	3 公共団体	4 公共的団体	うち地縁による団体	5 特定非営利活動法人	6 1～5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	3,925 ( 28.6%)	4,956 ( 36.1%)	110 ( 0.8%)	2,036 ( 14.8%)	1,169 ( 8.5%)	894 ( 6.5%)	1,821 ( 13.3%)	13,742 ( 100.0%)
2 産業振興施設	1,614 ( 22.6%)	1,037 ( 14.5%)	29 ( 0.4%)	3,197 ( 44.8%)	1,576 ( 22.1%)	185 ( 2.6%)	1,076 ( 15.1%)	7,138 ( 100.0%)
3 基盤施設	3,440 ( 15.6%)	9,348 ( 42.3%)	177 ( 0.8%)	5,674 ( 25.7%)	2,861 ( 12.9%)	210 ( 1.0%)	3,252 ( 14.7%)	22,101 ( 100.0%)
4 文教施設	1,003 ( 7.3%)	2,377 ( 17.3%)	40 ( 0.3%)	8,783 ( 64.0%)	7,937 ( 57.9%)	532 ( 3.9%)	982 ( 7.2%)	13,717 ( 100.0%)
5 社会福祉施設	393 ( 2.9%)	1,557 ( 11.7%)	78 ( 0.6%)	10,134 ( 76.1%)	2,308 ( 17.3%)	490 ( 3.7%)	672 ( 5.0%)	13,324 ( 100.0%)
合計	10,375 ( 14.8%)	19,275 ( 27.5%)	434 ( 0.6%)	29,824 ( 42.6%)	15,851 ( 22.6%)	2,311 ( 3.3%)	7,803 ( 11.1%)	70,022 ( 100.0%)

表3 指定管理者の選定手続別状況

1 都道府県

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	243	89	28	360 ( 71.4% )	118	26	504 ( 100.0% )
2 産業振興施設	96	10	9	115 ( 66.9% )	53	4	172 ( 100.0% )
3 基盤施設	2,313	207	422	2,942 ( 55.3% )	2,335	44	5,321 ( 100.0% )
4 文教施設	276	48	22	346 ( 70.3% )	126	20	492 ( 100.0% )
5 社会福祉施設	129	50	40	219 ( 55.7% )	169	5	393 ( 100.0% )
合計	3,057	404	521	3,982 ( 57.9% )	2,801	99	6,882 ( 100.0% )

5

2 指定都市

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	479	211	75	765 ( 86.3% )	88	33	886 ( 100.0% )
2 産業振興施設	54	21	4	79 ( 61.7% )	39	10	128 ( 100.0% )
3 基盤施設	817	399	34	1,250 ( 51.3% )	1,012	177	2,439 ( 100.0% )
4 文教施設	367	170	12	549 ( 62.9% )	296	28	873 ( 100.0% )
5 社会福祉施設	551	301	37	889 ( 44.4% )	813	299	2,001 ( 100.0% )
合計	2,268	1,102	162	3,532 ( 55.8% )	2,248	547	6,327 ( 100.0% )

## 3 市区町村

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	1,994	3,504	636	6,134 ( 49.7% )	5,121	1,097	12,352 ( 100.0% )
2 産業振興施設	504	997	173	1,674 ( 24.5% )	4,535	629	6,838 ( 100.0% )
3 基盤施設	2,716	3,941	701	7,358 ( 51.3% )	5,775	1,208	14,341 ( 100.0% )
4 文教施設	793	1,205	319	2,317 ( 18.8% )	9,056	979	12,352 ( 100.0% )
5 社会福祉施設	1,134	1,568	293	2,995 ( 27.4% )	7,048	887	10,930 ( 100.0% )
合計	7,141	11,215	2,122	20,478 ( 36.0% )	31,535	4,800	56,813 ( 100.0% )

9

## 4 全体

(単位:施設、%)

区分	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,716	3,804	739	7,259 ( 52.8% )	5,327	1,156	13,742 ( 100.0% )
2 産業振興施設	654	1,028	186	1,868 ( 26.2% )	4,627	643	7,138 ( 100.0% )
3 基盤施設	5,846	4,547	1,157	11,550 ( 52.3% )	9,122	1,429	22,101 ( 100.0% )
4 文教施設	1,436	1,423	353	3,212 ( 23.4% )	9,478	1,027	13,717 ( 100.0% )
5 社会福祉施設	1,814	1,919	370	4,103 ( 30.8% )	8,030	1,191	13,324 ( 100.0% )
合計	12,466	12,721	2,805	27,992 ( 40.0% )	36,584	5,446	70,022 ( 100.0% )

表4 指定管理者導入施設の従前の管理状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 指定管理者	3,531 ( 51.3%)	2,584 ( 40.8%)	25,366 ( 44.6%)	31,481 ( 45.0%)
2 旧管理委託制度による管理	2,937 ( 42.7%)	3,122 ( 49.3%)	20,098 ( 35.4%)	26,157 ( 37.4%)
3 直営	338 ( 4.9%)	431 ( 6.8%)	9,693 ( 17.1%)	10,462 ( 14.9%)
4 施設の新設	76 ( 1.1%)	190 ( 3.0%)	1,656 ( 2.9%)	1,922 ( 2.7%)
合計	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表5 指定管理者制度導入施設の指定の回数

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 1回	3,391 ( 49.3%)	3,786 ( 59.8%)	30,879 ( 54.4%)	38,056 ( 54.3%)
2 2回	3,474 ( 50.5%)	2,288 ( 36.2%)	25,107 ( 44.2%)	30,869 ( 44.1%)
3 3回	13 ( 0.2%)	116 ( 1.8%)	548 ( 1.0%)	677 ( 1.0%)
4 4回	4 ( 0.1%)	133 ( 2.1%)	250 ( 0.4%)	387 ( 0.6%)
5 5回以上	0 ( 0.0%)	4 ( 0.1%)	29 ( 0.1%)	33 ( 0.0%)
合計	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表6 従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数(A) (A/C%)	5,515 ( 80.1%)	4,690 ( 74.1%)	40,485 ( 71.3%)	50,690 ( 72.4%)
うち従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定(B) (B/C%)	2,769 ( 40.2%)	2,134 ( 33.7%)	28,172 ( 49.6%)	33,075 ( 47.2%)
指定管理者制度導入施設数(C)	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表7 施設ごとの具体的な選定基準の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 事前公表している	4,613 ( 67.0%)	4,795 ( 75.8%)	25,193 ( 44.3%)	34,601 ( 49.4%)
2 事前公表していない	2,269 ( 33.0%)	1,532 ( 24.2%)	31,620 ( 55.7%)	35,421 ( 50.6%)
合計	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表8 施設ごとの具体的な選定手続の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 事前公表している	4,659 ( 67.7%)	4,697 ( 74.2%)	26,690 ( 47.0%)	36,046 ( 51.5%)
2 事前公表していない	2,223 ( 32.3%)	1,630 ( 25.8%)	30,123 ( 53.0%)	33,976 ( 48.5%)
合計	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表9 指定管理者の選定理由の公表状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 公表している	6,292 ( 91.4%)	4,774 ( 75.5%)	26,860 ( 47.3%)	37,926 ( 54.2%)
2 公表していない	590 ( 8.6%)	1,553 ( 24.5%)	29,953 ( 52.7%)	32,096 ( 45.8%)
合計	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表10 指定管理者の評価の実施状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
評価を実施している施設数	6,707 ( 97.5%)	5,322 ( 84.1%)	30,989 ( 54.5%)	43,018 ( 61.4%)
うち公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入	2,783 ( 40.4%)	2,491 ( 39.4%)	6,135 ( 10.8%)	11,409 ( 16.3%)
指定管理者制度導入施設数	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表11 施設の種別に応じた必要な体制の整備に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 協定等に記載している	6,567 ( 95.4%)	5,705 ( 90.2%)	41,069 ( 72.3%)	53,341 ( 76.2%)
2 協定等に記載していない	315 ( 4.6%)	622 ( 9.8%)	15,744 ( 27.7%)	16,681 ( 23.8%)
合計	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表12 損害賠償責任の履行の確保に関する事項の協定等への記載状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 協定等に記載している	3,973 ( 57.7%)	5,089 ( 80.4%)	48,484 ( 85.3%)	57,546 ( 82.2%)
2 協定等に記載していない	2,909 ( 42.3%)	1,238 ( 19.6%)	8,329 ( 14.7%)	12,476 ( 17.8%)
合計	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表13 指定管理者制度導入施設の指定期間別状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1年	70 ( 1.0%)	84 ( 1.3%)	777 ( 1.4%)	931 ( 1.3%)
2年	44 ( 0.6%)	135 ( 2.1%)	968 ( 1.7%)	1,147 ( 1.6%)
3年	3,931 ( 57.1%)	871 ( 13.8%)	18,042 ( 31.8%)	22,844 ( 32.6%)
4年	310 ( 4.5%)	2,684 ( 42.4%)	4,311 ( 7.6%)	7,305 ( 10.4%)
5年	2,457 ( 35.7%)	2,399 ( 37.9%)	28,285 ( 49.8%)	33,141 ( 47.3%)
6年	4 ( 0.1%)	14 ( 0.2%)	300 ( 0.5%)	318 ( 0.5%)
7年	9 ( 0.1%)	1 ( 0.0%)	89 ( 0.2%)	99 ( 0.1%)
8年	9 ( 0.1%)	7 ( 0.1%)	79 ( 0.1%)	95 ( 0.1%)
9年	1 ( 0.0%)	17 ( 0.3%)	179 ( 0.3%)	197 ( 0.3%)
10年以上	47 ( 0.7%)	115 ( 1.8%)	3,783 ( 6.7%)	3,945 ( 5.6%)
合計	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表14 指定管理者における利用料金制の採用状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
利用料金制を採用 (一部利用料金制も含む。)	3,210 ( 46.6%)	1,998 ( 31.6%)	28,027 ( 49.3%)	33,235 ( 47.5%)
指定管理者導入施設数	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)

表15 指定管理者における管理の範囲の状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 当該施設を包括的に管理している	6,797 ( 98.8%)	6,185 ( 97.8%)	55,008 ( 96.8%)	67,990 ( 97.1%)
2 当該施設の一部を管理している	85 ( 1.2%)	142 ( 2.2%)	1,805 ( 3.2%)	2,032 ( 2.9%)
合計	6,882 ( 100.0%)	6,327 ( 100.0%)	56,813 ( 100.0%)	70,022 ( 100.0%)



表16 指定管理者の指定を取り消した事例とその理由

(単位:施設、%)

区分		都道府県		指定都市		市区町村		合計	
運用上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	2	20.0%	0	0.0%	78	12.5%	80	11.9%
	指定管理者の経営困難等	3	30.0%	27	67.5%	223	35.9%	253	37.6%
	指定管理者の業務不履行	0	0.0%	0	0.0%	7	1.1%	7	1.0%
	指定管理者の不正事件	0	0.0%	4	10.0%	4	0.6%	8	1.2%
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散等	2	20.0%	2	5.0%	145	23.3%	149	22.2%
施設の見直し	施設の休止・廃止等	1	10.0%	7	17.5%	59	9.5%	67	10.0%
	施設の再編・統合	0	0.0%	0	0.0%	22	3.5%	22	3.3%
	施設の民間譲渡等	2	20.0%	0	0.0%	81	13.0%	83	12.4%
	施設の管理方針の見直し	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%
手続き上の理由	公募要件不備・不選定等	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%
	協定締結のための協議不調	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%
合計		10	100.0%	40	100.0%	622	100.0%	672	100.0%

表17 期間を定めて管理の業務の停止を行った事例とその理由

(単位:施設、%)

区分		都道府県		指定都市		市区町村		合計	
運用上の理由	指定管理者の業務不履行	0	—	0	—	3	0.5%	3	37.5%
	指定管理者の不正事件	0	—	0	—	2	0.3%	2	25.0%
	不正事件の有無の調査	0	—	0	—	1	0.2%	1	12.5%
施設の見直し	施設の休止・廃止等	0	—	0	—	2	0.3%	2	25.0%
合計		0	—	0	—	8	1.3%	8	100.0%

表18 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた事例とその理由

(単位:施設、%)

区分		都道府県		指定都市		市区町村		合計	
運用上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	2	0.6%	0	0.0%	281	38.3%	283	19.9%
	指定管理者の経営困難等	0	0.0%	0	0.0%	34	4.6%	34	2.4%
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散等	4	1.3%	0	0.0%	4	0.5%	8	0.6%
施設の見直し	施設の休止・廃止等	23	7.4%	33	8.7%	141	19.2%	197	13.9%
	施設の再編・統合	1	0.3%	0	0.0%	13	1.8%	14	1.0%
	施設の民間譲渡等	31	10.0%	1	0.3%	162	22.1%	194	13.7%
	施設の管理方針の見直し	3	1.0%	0	0.0%	54	7.4%	57	4.0%
	管理代行制度への移行	244	79.0%	344	91.0%	0	0.0%	588	41.4%
手続き上の理由	公募への応募なし	0	0.0%	0	0.0%	19	2.6%	19	1.3%
	公募要件不備・不選定等	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	2	0.1%
	議会の不同意	1	0.3%	0	0.0%	22	3.0%	23	1.6%
	協定締結のための協議不調	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%
合計		309	100.0%	378	100.0%	733	100.0%	1,420	100.0%

表19 取消し後・業務停止後・指定期間満了後の管理

(単位:施設、%)

指定管理者の指定を 取り消した後の管理	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
直営	6	60.0%	5	12.5%	132	21.2%	143	21.3%
業務委託	0	0.0%	0	0.0%	12	1.9%	12	1.8%
休止・廃止	1	10.0%	6	15.0%	117	18.8%	124	18.5%
再指定	1	10.0%	28	70.0%	284	45.7%	313	46.6%
直営ののち再指定	0	0.0%	0	0.0%	9	1.4%	9	1.3%
民間等へ譲渡	2	20.0%	0	0.0%	65	10.5%	67	10.0%
民間等へ貸与	0	0.0%	1	2.5%	2	0.3%	3	0.4%
他施設との統合	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%
	10	100.0%	40	100.0%	622	100.0%	672	100.0%

期間を定めて 管理の業務の停止を 行った後の管理	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
直営	0	-	0	-	2	25.0%	2	25.0%
休止・廃止	0	-	0	-	6	75.0%	6	75.0%
	0	-	0	-	8	100.0%	8	100.0%

指定期間の満了をもって 指定管理者制度による 管理を取り止めた後の管理	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
直営	9	2.9%	0	0.0%	297	40.5%	306	21.5%
業務委託	1	0.3%	0	0.0%	108	14.7%	109	7.7%
休止・廃止	48	15.5%	33	8.7%	232	31.7%	313	22.0%
管理代行制度による管理	244	79.0%	344	91.0%	0	0.0%	588	41.4%
民間等へ譲渡	2	0.6%	1	0.3%	61	8.3%	64	4.5%
民間等へ貸与	0	0.0%	0	0.0%	22	3.0%	22	1.5%
地元団体等で維持管理	5	1.6%	0	0.0%	10	1.4%	15	1.1%
他施設との統合	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	3	0.2%
	309	100.0%	378	100.0%	733	100.0%	1,420	100.0%

表20 不服申立ての事例

(単位:施設、%)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
不服申立てが認容された事例	0	0.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%
不服申立てが棄却された事例	1	100.0%	0	-	5	100.0%	6	100.0%
合計	1	100.0%	0	-	5	100.0%	6	100.0%

不服申立て：地方自治法第244条の4第3項の規定に基づき、地方公共団体の長に対してする、公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申し立て